

平成 30 年 11 月 6 日

下野市議会議長 秋山 幸男 様

陳情者

住所 下都賀郡野木町丸林 3 7 1 - 1 2

(事務局: 特定非営利活動法人、みらい、0280-57-2673)

氏名 小山地区精神保健福祉会 (小山地区やしお会一同)

会長 木村 諦四



精神障害者も栃木県重度心身障害者医療費助成制度の対象に

することを求める陳情書

現在、栃木県の重度心身障害者医療費の助成制度は、

- ① 身体障害者の程度が 1 ～ 2 級の方、
 - ② 知的障害の程度が知能指数 3 5 以下の方、
 - ③ 知的障害の程度が知能指数 5 0 以下で身体障害の程度が 3 ～ 4 級の障害と重複している方
- となっております。

憲法 14 条では「法の下での平等」をうたっており、我が国では障害者権利条約も批准しています。

また、障害者差別解消法も制定され、県においては障害者差別解消条例も作って頂きました。

このような状況にありながら、身体・知的障害者に適用されている栃木県重度心身障害者医療費の助成制度では、精神障害者は除外されています。

よって、下野市議会として栃木県 に対し、精神障害者 1, 2 級に対しても栃木県重度心身障害者医療費の助成制度の適用対象とするよう、必要な措置を講ずるよう意見書の提出を求め陳情するものであります。

<補足資料>

★ 他県の精神障害者への精神科以外への医療費助成状況

都 県 名	等 級	助 成 内 容
東京都	手帳 1 級	平成 31 年 1 月 1 日より、重度心身障害者医療費助成制度施行。
茨城県	障害年金 1 級	重度心身障害者医療費助成制度あり。 現在、障害年金ではなく手帳の 1 級、2 級を対象にして頂くよう要請中。
群馬県	障害年金 1 級	重度心身障害者医療費助成制度あり。
埼玉県	手帳 1 級	重度心身障害者医療費助成制度あり。
千葉県	手帳 1 級	一部の市町村で、重度心身障害者医療費助成制度を実施。
神奈川県	手帳 1 級 一部 2 級	重度心身障害者医療費助成制度あり。

関東地区で助成が行われていないのは東京と栃木だけ・・・県により多少の違いはありますが他の県では何らかの助成が行われています。

茨城県及び神奈川県では 2 級も助成、東京都では既に都議会を通過し栃木県は取り組みが一番遅れており、これは日本国憲法、国連障害者権利条約、障害者差別解消法に違反していると思われます。

また関東以外を見ると奈良県・愛知県・山梨県等々進んだ県もあり、例えば奈良県では平成 29 年 4 月以降県内全市町村 1, 2 級の助成を実施しており、これから助成する県としては当然 2 級も対象とすべきと考えます。

★憲法 14 条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

★「障害者権利条約」の批准

我が国は、本条約の起草段階から積極的に参加するとともに、国内 NGO との意見交換の実施や障害者 NGO 代表の政府代表団顧問としての参加を通じて、障害当事者のための条約づくりを目指してきた。平成 19 年 9 月、我が国はこの条約に署名し、平成 26 年 1 月に批准しました

★障害者差別解消法

障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定されました。

意見書（案）

今回小山地区精神保健福祉会（小山地区やしお会）より精神障害者にも栃木県重度心身障害者医療費助成の対象にすることを求める下記陳情書を提出されました。

<陳情内容>

現在、栃木県の重度心身障害者医療費の助成制度は、

- ① 身体障害者の程度が1～2級の方、
- ② 知的障害の程度が知能指数35以下の方、
- ③ 知的障害の程度が知能指数50以下で身体障害の程度が3～4級の障害と重複している方

となっております。

憲法14条では「法の下での平等」をうたっており、我が国では障害者権利条約も批准しています。

また、障害者差別解消法も制定され、県においては障害者差別解消条例も作って頂きました。

このような状況にありながら、身体・知的障害者に適用されている栃木県重度心身障害者医療費の助成制度では、精神障害者は除外されています。

よって、下野市議会として栃木県 に対し、精神障害者1,2級に対しても栃木県重度心身障害者医療費の助成制度の適用対象とするよう、必要な措置を講ずるよう意見書の提出を求め陳情するものであります。

以上

当議会として審議した結果、上記陳情は同陳情書に添付された補足資料、アンケートに記載された精神障害者の窮状や、三障害一元化、障害者差別禁止の概念から見ても、県として取り上げるべき問題と認識し、県 に対し陳情を受け入れることを要望いたします。